一般事業主行動計画

社員が仕事と子.孫を育てることと両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1計画期間 平成27年4月1日~平成32年3月31日までの5年間

2 内容

目標. 1 労働基準法に基づく有給休暇の取得について、1年に5日以上の有給休暇 取得及び、有給休暇取得率の向上を目指す。

<対策>

- ① 平成27年4月1日~4月30日有給取得状況を把握する。
- ② 平成27年5月1日~5月31日計画年休制度を導入する。
- ③ 平成27年4月1日~5月31日有給取得率目標を設定する。
- 目標. 2 時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設け、1週間に1度継続して 実施する。

<対策>

- ① 平成27年4月1日~6月30日時間外労働の状況を把握する。
- ② 平成27年7月1日~7月31日安全衛生委員会で検討する。
- ③ 平成27年8月1日以降ノー残業デーを実施する。
- 目標.3 能力のある社員については、有期雇用契約から期間の定めの無い契約 に変更し、更に社員の能力が発揮できる環境を整える。

<対策>

- ① 平成27年4月30日までに就業規則を改正する。
- ② 平成27年4月1日~6月30日間は、平成27年3月までに採用していた 有期雇用契約社員のなかから選定する。
- ③ 平成27年7月以後は、平成27年4月以降の採用社員から選定する。

以上